

中小企業庁によるウチヤ本社へのヒヤリング調査訪問

令和3年1月8日

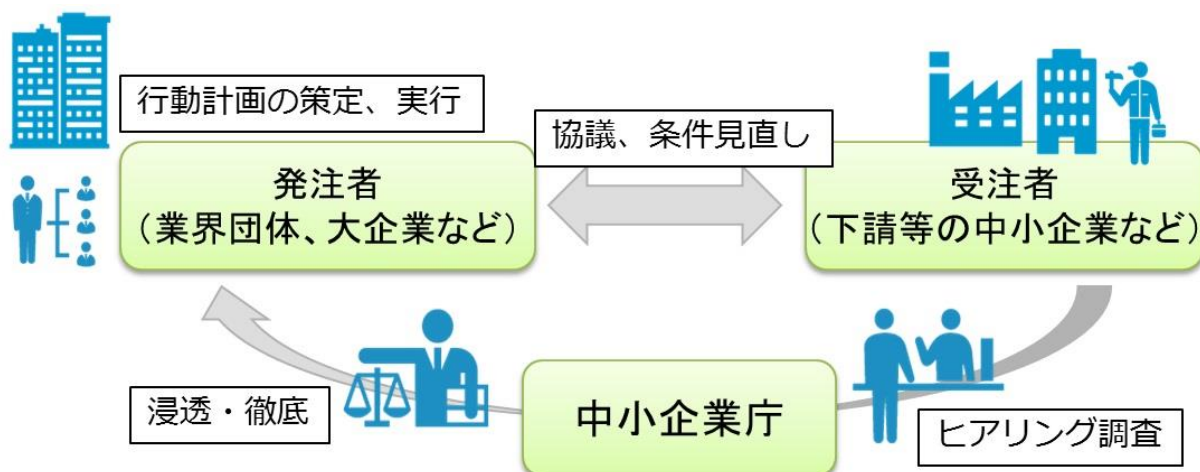
社長 清水 澄人

1. 中小企業庁による調査目的

昨年の12月16日に2時間程ですが、中小企業庁殿による中小企業・小規模事業者の経営基盤を強化する目的の調査訪問がありました。調査員お二人の説明では、既に20,000社の訪問調査を実施されているとのことで内容を下記に纏めて見ましたので、今後の弊社業務活動に役立てて欲しいと思います。纏めていて前安倍政権から政府官庁関係部署が中小企業・小規模事業者の経営基盤強化に真剣に努力されていることが十分に伝わって来て正直感心しました。

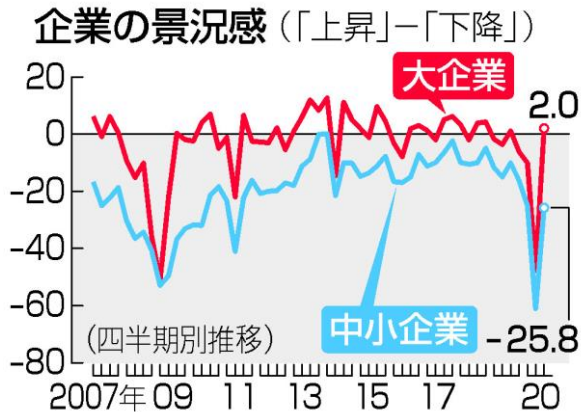
平成26年に資本金10億円以上の大企業に対して、資本金1,000万円以上1億円未満の中小企業を調査した所、大企業の経常利益は拡大傾向にあるが、中小企業(なかでも中小製造業)は低迷していることが明確となり、中小製造業は取引条件に於いて厳しい状況に置かれていると判断、平成28年安倍内閣総理大臣の施政方針によりこの状況改善を官民一体で進めた。この方針は菅内閣総理大臣に変わった現在でも、コロナ禍の経済状況を踏まえつつ、引き続き取引適正化に向けた取組を一層進められて居るとのことでした。

活動目的として、①価格決定方法の適正化 ②コスト負担の適正化 ③支払条件の改善 ④知財・ノウハウの保護 ⑤働き方改革に伴う「しわ寄せ」防止の5課題を達成する為に、内閣官房副長官、中小企業庁、厚生労働省(労働局・労働署等)、公正取引委員会、関係官庁等が一層連帯して、大手企業337社の協賛を得て中堅・中小企業での「取引適正化」と「働き方改革の推進」を達成させる。



2. 調査主旨

平成 29 年 1 月より、中小企業庁では、取引調査員(下請 G メン)を配置して下請等中小企業者を訪問して、秘密保持を前提としてお話を伺い、



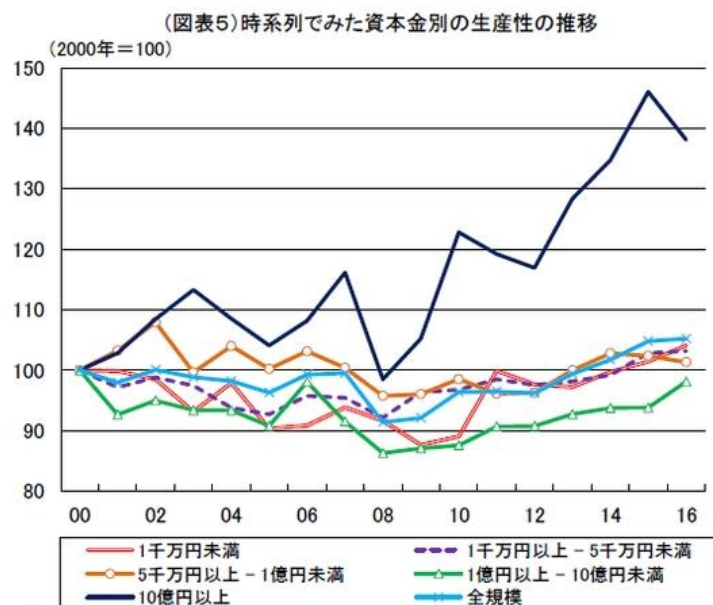
- ① 下請等の取引条件改善（内閣官房副長官、中小企業庁、公取委）
- ② 最低賃金の引上げ力（内閣官房副長官、厚労省、中小企業庁、公取委）
- ③ 長時間労働是正・生産性向上と人材確保（内閣官房副長官、厚労省、中小企業庁、公取委）等々に関して国や業界が定めるルールづくり(下請法の運用基準改定、下請中小企業振興法の振興基準改定、下請代金の支払条件の改善)に反映するなど、適正取引に向けた取組を強く促しているとのことです。

更なる中小企業・小規模事業者の経営基盤を強化するため、必要なコストの価格転嫁、企業収益の中小企業への還元など、下請中小企業振興法「振興基準」に照らした下請取引（事業者間取引（BtoB取引））を中心に、中小企業・小規模事業者の取引条件改善に向けて事業者間の取引実態を把握するため、約 6 万 6 千社の事業者(受注側事業者約 6 万社、発注側事業者約 6 千社)を対象として引き続き訪問調査を実施する計画との事。

3. 調査状況、改善活動

下請Gメンによる訪問調査についてこれまでに、以下のような声を政府の基準改正(法整備)に反映して来ている。

- (1) 「発注予定額の〇〇%」など合理性のない引き下げを要請される。自分達が苦しい時は「もっと下げて」と言われ、好調な時も「量を出すのでもっと下げて」と言われ、ひたすら厳しい値下げ要請ばかりである。
- (2) 光熱費、原材料費などの値上げを申請すると、「他社はどこも言ってきてない」「貴社だけですよ」などと言われ、半期に一度の価格見直しがあり、文書でなく口頭で目標値を言われる。回答はこちらから社印を押しているの、あたかも合意のようになっている。
- (3) 金型の返却や保管料負担の話をするが、何時も「待つて欲しい」と言われるだけで何も対応してもらえない。
- (4) 金型、部品製造はサプライヤーに現金支払いに対して、大企業からは 120 日の長期手形を受け、下請代金の受け取りまでに数ヶ月かかり、資金繰りが厳しくなる。
- (5) 増産の依頼があり、数千万円程度の投資をしたが、その後の発注はなくなった。事実上、専用ラインの為にこの様な不合理な行為に困っている。



(出所)財務省「法人企業統計年報」

等々のヒヤリング結果を受けて、更なる改善に向けて活動している。

☆三つの基本方針を掲げ、

- ① 公正な取引環境を実現（親会社による不適正な行為に対して厳正対処）
- ② 親会社・下請事業者双方の「適正取引」「付加価値向上」取引慣行を普及・定着させる。
- ③ サプライヤーチェーン全体に渡る取引環境の改善や賃上げ出来る環境整備を図る。

☆三つの重点課題(追加二つで五つの課題を改善する)、本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけることがないように、改革を徹底する。

- 1) 価格決定方法の適正化（一律何%減の原価低減を要請される、労務費上昇分が考慮されない、等々。2020年5月から未来を拓くパートナーシップ構築推進を設置した）
- 2) コスト負担の適正化（量産終了後に長期期間に渡って無償で金型の保管を押し付けられる、等々）
- 3) 支払条件の改善（手形等で支払いを受ける比率が高い、割引コストを負担せざるを得ない、等々）

新たに追加された重点2課題

- 4) 知財・ノウハウの保護
- 5) 働き方改革に伴う「しわ寄せ」防止

4. パートナーシップ構築宣言(価格決定方法の適正化が主たる目的)

又、新しい取り組みとして、平成29年1月より、取引先との共存共栄関係を築こうと考える大企業や中堅・中小企業の経営者が、自社の取引方針を『パートナーシップ構築宣言』として策定・登録し、専用ポータルサイトで公表する新たな枠組みが6月10日に創設された。2020年5月18日に開催した「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において、「パートナーシップ構築宣言」の仕組みを導入して以降、賛同する企業に宣言の作成・ポータルサイトへの提出を呼びかけ、新たに大手企業337社が宣言を公表しまししている。また、宣言・公表した企業が加点措置を受けられる補助金を追加。今後、本宣言の公表状況のフォローアップ等を行うため、「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」の第2回の開催に向け調整しているとのことであります。

例えば、参加大手企業抜粋：

- ・電気機械器具製造業：株式会社日立製作所、オムロン株式会社、日本アビオニクス株式会社、株式会社東芝、パナソニック株式会社、富士電機株式会社
- ・情報通信機械器具製造業：日本電気株式会社、セイコーエプソン株式会社
- ・輸送用機械器具製造業：株式会社SUBARU、スズキ株式会社、マツダ株式会社、三菱自動車工業株式会社、豊田合成株式会社、いすゞ自動車株式会社、日産自動車株式会社、トヨタ自動車株式会社、ダイハツ工業株式会社、等々

5. しわ寄せ防止に向けた総合対策主旨

そして、「取引適正化」と「働き方改革の推進」を両輪として、大企業等の働き方改革による下請等中小事業者への「しわ寄せ」の防止は、親事業者と下請等中小事業者の双方が生産性の向上・成長と分配の好循環を実現する上で共通の課題。この為、厚生労働省・公正取引委員会・中小企業庁が一層の連帯を図り、大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者へのしわ寄せ防止のための総合対策(4つの柱)を策定した。

(1) 関係法令等の周知広報

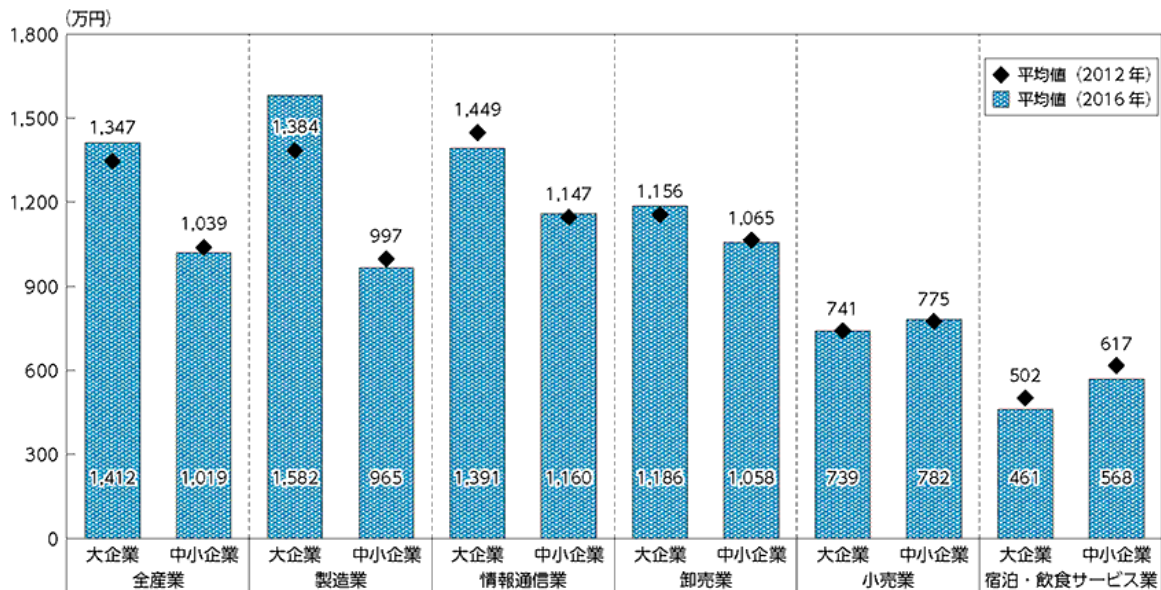
- ・労働局・労基署が、あらゆる機会を通じて、労働時間等設定改善法に加え、下請中小企業

振興法に基づく「振興基準」等についてもリーフレット等を活用して周知。

- ・しわ寄せ防止キャンペーン月間設定による経営トップセミナーの開催等の集中的な取組。
 - ・労働施策総合推進法第10条の3に基づく協議会等における課題の共有と地域での取組の推進。
- (2) 労働局・労働署等の窓口等におけるしわ寄せ情報の提供
- ・下請等中小事業者から、大企業・親事業者の働き方改革によるしわ寄せに関する相談が寄せられた場合には、相談情報を地方経産局に情報提供
- (3) 労働局・労働署によるしわ寄せ防止に向けた要請等・通報
- ・労働局から管内の大企業に対して、しわ寄せ防止に向けた要請等を実施
 - ・下請事業者に対する監督指導において、労働基準関係法令違反が認められ、背景に親事業者による下請法等違反行為の存在を疑われる場合には、公正取引委員会・中小企業庁に通報
- (4) 公正取引委員会・中小企業庁による指導及び不当な行為事例の周知・広報
- ・大企業の働き方改革に伴う下請中小事業者へのコスト負担を伴わない短納期発注等の下請法等違反のしわ寄せについては、公正取引委員会・中小企業庁が、下請法等に基づき、厳正に対応
 - ・実際に行った指導事例や不当な行為の事例(べからず集)の周知・広報の徹底

第2-(1)-4図 労働生産性の企業規模間格差について

- 「製造業」「情報通信業」では、大企業の労働生産性が高いことなどにより、企業規模間の格差が生じているが、「小売業」「宿泊・飲食サービス業」では、大企業の労働生産性が低く、中小企業の方が高いことなどにより同格差が生じている。



- 資料出所 経済産業省「経済産業省企業活動基本調査」の個票を厚生労働省労働政策担当参事官室にて独自集計
- (注) 1) 労働生産性の数値は、個社の常勤換算した従業者一人当たりの年間の付加価値額を売上高で加重平均して算出している。内閣府「国民経済計算」のGDPデフレーターを用いて実質化し比較している。
- 2) 大企業は総従業者数が1,000人以上の企業、中小企業は同50~299人の企業を指す。
- 3) 平均値±標準偏差×3の範囲内の数値を対象とした。
- 4) 付加価値額は「営業利益」「減価償却費」「給与総額」「福利厚生費」「動産・不動産賃貸料」「租税公課」の総和である。

以上